



## 新型コロナウイルスに関して（4月22日執筆）

**4月16日**、それまで東京都をはじめ7都府県を対象区域としていた緊急事態宣言を全都道府県に拡大しました。しかしその後も感染者数は各地で増加の一途を辿っています。

現在、熊本県の感染状況は国の専門家会議が示す、

- (1) 感染拡大警戒地域（東京や大阪等）
- (2) 感染確認地域
- (3) 感染未確認地域

の3つの区分の真ん中の感染確認地域に該当しており、感染状況が一定程度に収まっているとされています。確かに熊本市はじめ県下で新たな感染者の報告があり、拡大しているものの最も警戒が必要とされる感染拡大警戒地域には相当していません。

ただし全国的な感染状況は未だに拡大傾向にあり、隣接する福岡県が感染拡大防止の取り組みを重点的に進める「特定警戒都道府県」に指定されたことから熊本県もこれまで以上に厳しい状況にあると認識しています。

蒲島知事は16日の緊急事態宣言拡大を受けて冷静な対応とGW中の感染拡大地域への往来や不要不急の外出を控えていただき、三密を避け、市街地等への人混みへの外出を避けるよう改めて求めました。



**4月10日**、熊本県議会全員協議会が召集されました。そこで知事から4月3日に熊本大学の原田学長を座長にした「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」が設置され、

- ① 患者の受け入れ調整を行う熊本県調整本部が設置されたこと
  - ② 県北、県央、県南、天草地域の4カ所に重点医療機関が設定されたこと
  - ③ 感染者の増加に備え、軽症者等を受け入れる体制整備に取り組んでいること
- が報告されました。

また4月21日には臨時議会も開かれ「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費」の補正予算が提案され、全会一致で可決成立しました。

『**正常性バイアス**』という用語があります。災害でもそうですが、自分にとって都合の悪い情報を無視したり過小評価し、自分だけは大丈夫と思うことです。今回のコロナ感染においても、国民の多くは要請に従って自粛を心掛けています。しかしごく一部に自分だけは大丈夫という正常性バイアスが働いている気がしてなりません。

観光・テーマパーク・イベント・飲み会：私たちの生活は不急の多くの人と交わる楽しい活動があつて成立します。私見ですが、今後も感染拡大と移動抑制と感染縮小と拡大と抑制と対応は恐らく長期戦となるでしょう。1人1人が冷静に考えて行動することで感染拡大のペースを抑制しつつワクチンや治療薬の開発を待つことが現実的なのかもしれません。

2月下旬以降卒業式、入学式等ほぼ全ての予定が中止になりました。今後もしも窮状を訴える身近な声に耳を傾けて制度の隙間を埋める、網の目を小さくすることに取り組んでまいります。



臨時議会 (4月22日執筆)

4月21日、県知事選後初めて臨時議会が開かれました。国会同様3密を防ぐために議場内の出席者を制限して開会しました。

冒頭知事から就任挨拶、引き続き新型コロナウイルス対策で236億円を追加する2020年度一般会計補正予算案の提案理由説明がありました。

コロナ感染発覚から熊本県は国に先駆けて独自の中小企業向け金融支援制度を2月創設、3月、4月と随時融資枠を拡充してきました。しかし今日に至るまで感染拡大は続き、県内の中小企業では影響が甚大化しており、今回改めて補正予算で融資する金融機関の原資として預ける232億円を計上したのでした。

また知事は県内の運動、文教、遊戯、商業等の施設(図①)に対して休業要請(4月22日〜5月6日)することを表明しました。これは政府が感染対策の1兆円の臨時交付金を都道府県が求めている休業要請に応じた事業者を支払う協力金への活用を容認したことが背景にあります。

今回休業要請に応じた施設には一律10万円の協力金が支給されます。また国が先に示した50%以上売り上げが減少した事業者向けの『持続化給付金』の対象から漏れた30%〜50%減少した事業者にも支援金を給付することとしました(図②)。GW明け頃から支給開始時期や申請手続きも明らかになる見通しです。

臨時議会は2020年度一般会計補正予算など14議案を各委員会で審議、採決したあと、本会議で全会一致で可決成立しました。

図① 県による休業要請の対象業種

<p><b>遊興施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ナイトクラブ ●バー</li> <li>●風俗店 ●ネットカフェ</li> <li>●漫画喫茶</li> <li>●カラオケボックス</li> <li>●ライブハウス</li> <li>●場外発売所 など</li> </ul>	<p><b>運動施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●体育館 ●水泳場</li> <li>●ボウリング場</li> <li>●スポーツクラブ など</li> </ul>	<p><b>文教施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大学・専門学校含む学校</li> <li>●自動車教習所</li> <li>●学習塾 ●博物館</li> <li>●美術館 ●図書館 など</li> </ul>
<p><b>遊戯施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●マージャン店</li> <li>●パチンコ店</li> <li>●ゲームセンター など</li> </ul>	<p><b>劇場・集会施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●劇場 ●映画館</li> <li>●集会場 ●展示場 など</li> </ul>	<p><b>商業施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活必需以外の 小売関係の店舗・サービス業</li> </ul>

図② 休業要請と事業継続に対する熊本県の支援策

① 休業要請への協力金  
〔休業要請協力金 (仮称)〕

今回の県からの要請を受けて、休業に応じていただいた事業者に対し、協力金として一律10万円が支給されます。

※①に②の条件が合えば法人で最大30万円、個人事業者で最大20万円が支援されます。

② 事業継続への支援金  
〔事業継続支援金 (仮称)〕

国の「持続化給付金」の対象外となる、売上が前年同月比で30%以上50%未満減少の事業者に対し、法人に最大20万円、個人事業者に最大10万円が支給されます。

